



添付が必要な図書

災害配慮基準に該当する区域（認定できない区域）については、「**神戸市情報マップ**」でご確認ください。



◀神戸市情報マップ

(検索方法)
 神戸市情報マップ>
 安心・安全・防災>
 砂防三法・土砂災害警戒区域マップ

★申請書類には、下記の「**砂防三法・土砂災害防止法指定区域図**」を添付してください。

「神戸市情報マップ(砂防三法・土砂災害防止法指定区域図)」 神戸市 砂防三法・土砂災害防止法指定区域図



- 全て選択 (区域) にして縮尺 1/2,500 で印刷してください。
凡例が確認できるようにカラー印刷としてください。
- 計画敷地がどこかわかるように記載してください。

注意) 認定できない区域であっても、認定を受けることができます場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。

認定できない区域であっても、「地すべり防止区域」および「急傾斜地崩壊危険区域」のうち以下の区域の場合は、認定を受けることができます。

①神戸市都市空間向上計画における「駅・主要バス停周辺居住区域（居住誘導区域）」



「神戸市情報マップ（都市空間向上計画（立地適正化計画））も添付してください。

計画敷地が「駅・主要バス停周辺居住区域（居住誘導区域）」に含まれていることを確認する必要があります。

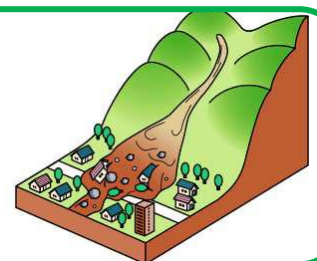
②地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域

③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域

②、③の土地の区域（範囲）については、以下の窓口へご確認ください。

【災害防止の措置が講じられている土地の区域の確認】

窓 口：兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所管理課
住 所：〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5
電話番号：078-737-2135



②および③の区域に該当する場合、県に「長期優良住宅の災害配慮基準に関する確認願」を提出し、県の回答が記載された同様式を認定申請書類に添付する必要があります。

認定申請の手続きについては、下記までお問い合わせください。
市内の長期優良住宅認定に関する窓口：
神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築安全課 078-595-6557